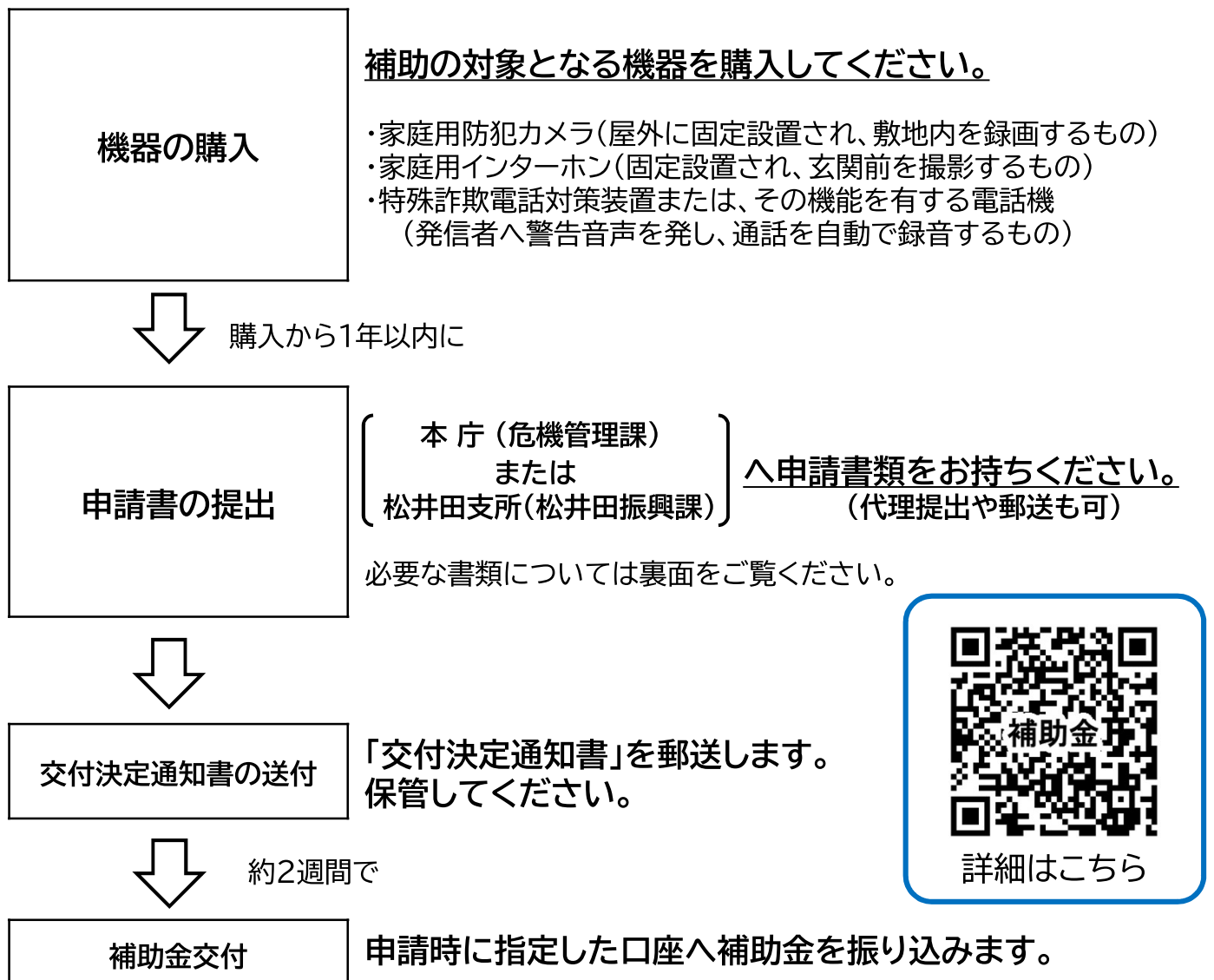


安中市 防犯対策設備設置補助制度(概要版)



高齢者世帯等の防犯のため、防犯設備設置費用の一部を補助します。







◆補助を受けられる人

次の1～3の条件をすべて満たす人が申請できます。なお、代理提出は可能です。

- ①本市の住民基本台帳に記録されており、市内に居住し、設備購入時に満65歳以上の人
- ②高齢者のみの世帯
または、家族と同居しているが、高齢者のみが在宅となる時間がある世帯に属する人
※空き家への設置は補助対象外です。
- ③市税を滞納していない人

◆補助の対象となるもの

対象機器・設備	必要な機能	補助金額
 <p>家庭用防犯カメラ</p>	<p>犯罪の防止を目的として屋外に固定して設置され、住宅の敷地内を撮影する装置で、映像を記録する機能を有するもの。</p>	<p>購入費の2分の1 (上限10,000円)</p>
  <p>家庭用インターホン</p>	<p>悪質な勧誘販売による消費者被害の防止を目的として屋外に固定して設置され、住宅の玄関前を撮影する機能を有するもの。</p>	<p>購入費の2分の1 (上限10,000円)</p>
<p>特殊詐欺電話対策装置、または、その機能を有する電話機</p> 	<p>特殊詐欺等被害の防止を目的として、電話の着信時に相手方へ警告音声を発する機能を有し、かつ、通話中にその内容を自動で録音する装置、またはその機能を持つ電話機。 ※令和6年4月1日以降に購入された機器が対象になります。</p>	<p>購入費の2分の1 (上限5,000円)</p>

◆提出書類チェック表

- 危機管理課の窓口または、市のHPにございます。
- 交付申請書 ←
 - 補助金請求書 ← (ご捺印)
 - 領収書の写し(品名等の記載があり、購入したことがわかるもの)
 - 機器の機能が確認できる書類の写し(取扱説明書など)
 - 振込口座の名義を確認できる書類の写し(通帳の見開きのページ)

【注意事項】

- ・補助金の交付決定を受けた機器は、他人に譲渡や売買しないでください。
- ・機器の使用に伴い、発生した事故および損害等については、市は責任を負いません。

【お問い合わせ】

安中市役所 総務部 危機管理課 電話:027-382-1111(内線1132・1137)